

下北ジオパーク研究補助金交付要綱

(目的)

第1条 下北ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）会則第3条に掲げる事業を推進する研究を実施する個人及び団体に対し下北ジオパーク研究補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定める。

(補助対象研究)

第2条 下北ジオパークの質の向上、新たな価値創造、学術資料の蓄積及び活用に資する下北ジオパークを構成する5市町村（以下「下北管内」という。）を対象としたすべての分野の学術調査及び研究活動を補助対象研究とする。なお、この補助金以外の補助金の交付を受けている研究については対象としない。

(補助対象者)

第3条 下北ジオパークに係る調査・研究を実施する次に掲げる個人又は団体を補助対象者とする。

- (1) 大学等の研究機関
- (2) 大学に在籍する学生、大学院生
- (3) 大学や研究機関等に所属する教員、研究員
- (4) ジオパークに関心のある研究者、自然愛好者の団体等
- (5) 下北管内の小・中・高等学校及び在籍する児童又は生徒が中心となって行う研究について管理責任を担う教員
- (6) 下北管内のボーイスカウト、子供会等の団体
- (7) その他会長が認めた者及び団体

(補助の期間)

第4条 研究期間は、原則交付決定の日から翌年3月20日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、毎年度予算の範囲内において、次に掲げるものとし、実施する経費の一部を補助する。

- (1) 所属先の所在地から下北管内の滞在先までの交通費及び下北滞在中の宿泊費
- (2) 下北管内での移動や調査に必要な車両、船舶等の借上料の実費
- (3) 調査研究に用いる消耗品等（事務経費、郵券料等を含む）
- (4) 現地ガイドを要請した場合のガイド費
- (5) 特殊分析等専門業者などに委託する経費
- (6) その他調査研究活動に関する経費として会長が必要と認める経費

(補助申請手続き及び申請書提出期限)

第6条 補助金の交付を受けようとする個人又は団体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を会長が定める日までに提出するものとする。

- (1) 下北ジオパーク研究補助金交付要望書（様式第1号）
- (2) 研究実施計画書（様式第1号の2）
- (3) 研究業績一覧表（様式第1号の3）
- (4) 在学証明書（学生の場合）

(5) 所属学校長の研究承諾書（様式第1号の4）

（下北管内の小・中・高等学校の児童又は生徒を中心とする団体及び学校内で実施する場合。）

（研究課題の選考及び決定）

第7条 研究課題の選考に当たり、公平かつ適正な実施を図るため、研究補助金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 研究課題及び補助金額は、選考委員会を経て会長が決定する。

3 選考委員会の組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

（選考結果の通知）

第8条 選考の結果は選考結果通知書（様式第2号）をもって申請者に通知する。

（補助金交付の申請）

第9条 採択された申請者は交付内定後、速やかに次に掲げる書類各1部を会長に提出するものとする。

(1) 下北ジオパーク研究補助金交付申請書（様式第3号）

(2) 計画に変更がある場合には、研究実施計画変更届（様式第3号の2）。ただし、変更の内容が過大であった場合、協議会は交付内定を取り消すことができる。

(3) 実施できない場合は下北ジオパーク研究補助金交付辞退届（様式第3号の3）

（補助金交付の決定）

第10条 補助金交付の申請を受けて交付が決定した課題について、会長が申請者に交付決定通知書（様式第4号）をもって通知する。

（研究の成果報告）

第11条 補助金研究者は、研究が完了したときは、完了した日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類各1部を会長に提出しなければならない。

(1) 研究事業報告書（様式第5号）

(2) 研究報告書（様式任意）

(3) 概要報告書（様式任意）

(4) 研究経費収支決算書（様式第5号の2）

(5) 補助対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し

(6) パネル展示用資料（A1版あるいはA1版相当）

(7) 上記以外で協議会が必要とし、補助金研究者が承諾した資料等

（研究成果と補助金額の審査）

第12条 補助金研究者から提出された研究報告書は、選考委員会が申請時の研究課題と内容を比較審査し、研究内容の妥当性等を確認する。

2 補助金研究者から提出された研究経費収支決算書は内容を審査のうえ、補助金の交付額の確定を行い、交付額確定通知書（様式第6号）をもって通知する。

3 補助金研究者が次に該当する場合は、選考委員会の議を経て、補助金の全部又は一部を減額するものとする。ただし、研究目的の不成功のみを理由として既に交付した補助金の減額・返還を求めることはない。

(1) 補助金研究者が第1項に規定する研究成果報告書を提出しない場合

(2) 第1項の審査の結果、当該報告書の研究内容が当初決定した研究課題と著しく相違した場合

(3) 第2項の審査の結果、既往の交付額に不要額が生じた場合にその差額

(4) 当該研究を途中で放棄した場合

4 概算払申請をした補助金研究者は、交付額確定により補助金の返還が必要となった場合には必要額を返還するものとする。

(補助金の交付の方法)

第13条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、会長が必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 前項の概算払により交付する場合は、交付決定額に10分の8を乗じて得た額を交付額の上限とし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金の請求は、下北ジオパーク研究補助金請求書(様式第7号)を会長に提出して行うものとする。

(研究報告の発表)

第15条 会長は、第11条の研究事業報告の全部又は一部を印刷その他の方法により発表することが出来る。なお、相当な理由があり、一定期間公表の猶予(最長2年)を希望する場合には研究事業報告の提出時に下北ジオパーク研究補助金研究報告書公表猶予願い(様式第8号)をもって願い出ることができる。

(刊行の届出)

第16条 補助金研究者は、第11条の研究事業報告書の全部又は一部を刊行し又は、専門誌等に掲載する場合には、当該補助金の交付を受けて行った研究事業の成果物である旨を明記しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。